

**公共施設・公共用地有効活用対策
調査特別委員会会議録**

開会日時	平成21年 9月 9日 自午前10時 2分 至午後 0時 3分	場 所	第二委員会室
出席委員	高橋委員長 小林(ひ)副委員長 儀武委員 藤本委員 島村委員 堀委員 9名 山口委員 吉村委員 遠竹委員	欠席委員	なし
列席者	奉橋議長 小林(俊)副議長		
説明者	高野区長 永島副区長		
<p>横田政策経営部長 小澤企画課長 吉末財政課長 橋爪行政経営課長</p> <p>小野総務部長</p> <p>上村施設管理部長 坪内財産運用課長 近藤施設課長 天貝庁舎建設室長 田中施設計画課長</p> <p>齊藤区民活動推進課長</p> <p>高橋生活産業課長 上野文化デザイン課長 矢作学習・スポーツ課長</p> <p>溝口障害者福祉課長</p> <p>原島交通対策課長 石井公園緑地課長</p> <p>増田都市整備部長 鮎川都市計画課長 増子住環境整備課長 高田都市再生プロジェクト担当課長</p>			
事務局	石川議会総務課長 海老澤書記		
会 議 に 付 し た 事 件			
<p>1. 会議録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 山口委員、吉村委員を指名する。</p> <p>1. 委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 正副委員長案を了承する。</p> <p>1. 南長崎中央公園(仮称)整備計画の進捗状況について・・・・・・・・ 1 田中施設計画課長より説明を受け、質疑を行う。</p> <p>1. 指定管理者の導入施設について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 橋爪行政経営課長より説明を受け、質疑を行う。</p> <p>1. 旧文化財資料調査室の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8</p>			

坪内財産運用課長より説明を受け、質疑を行う。

1. 次回の日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

11月10日（火）午前10時 委員会を開会することとなる。

午前10時2分開会

- 高橋委員長 ただいまから、施設用地特別委員会を開会いたします。
会議録署名委員をご指名申し上げます。山口委員、吉村委員、よろしくお願いいたします
ます。



- 高橋委員長 委員会の運営について、正副委員長案を申し上げます。
本日は、案件を3件予定しております。
最後に、次回の日程についてお諮りいたします。
説明のため、関係理事者の出席を予定しております。
以上でございますが、運営について何かございますでしょうか。
「なし」



- 高橋委員長 それでは、案件に入らせていただきます。
南長崎中央公園（仮称）整備計画の進捗状況について。質疑のため、矢作学習・スポ
ーツ課長が出席しております。理事者から説明があります。
○田中施設計画課長 第1の案件の南長崎中央公園（仮称）整備計画の進捗状況につ
いてご説明させていただきます。

南長崎中央公園につきましては、昨年度、施設用地委員会で基本構想策定の際にご説
明を差し上げてございます。その後、事業手法といたしまして、UR都市機構に対し、
一括で委託をいたしまして、今まで基本設計を進めてまいりました。今回につきましては
は、基本設計の中でも先行して行ってまいりました屋内施設の設計が固まってまいりま
したので、その部分につきましてご報告申し上げたいと思います。

では、資料1をご覧ください。こちらは、整備及び設計に関するスケジュールでござ
います。今年度、基本設計に合わせまして、区民の方々またはスポーツ関係者の方々を
中心に、外部委員による設計検討会議を立ち上げております。現在、屋内施設の基本設
計が固まってきたところでございまして、設計検討会議も3回を終了して意見をまとめ
てございます。また、今後、屋外の基本設計に入る予定となっております。それに合わ
せまして、秋以降も設計検討会議も3、4回程度実施する予定となっております。今年
度が終わりました来年度からは解体工事、また仮設駐輪場の工事に入りまして、屋内施
設を先に工事し、24年度屋内施設の開設を目標としております。また、その後、24
年度は屋外の公園部分の工事に入りまして、25年度に全面の開設を予定しております。
こちらのスケジュールにつきましては、昨年度お示ししたものと大きな変更はございま
せん。

詳細につきましては、資料2をご覧くださいと思います。こちらは、昨年度の基
本構想のときと比較して書いてございますが、基本構想のときはおおよその構成と、ま
た、経費の試算をしてまいりました。この間、検討を重ねてきた結果、変更した部分も
ございますので、比較してご説明を申し上げたいと思います。

では、上の図からご説明いたします。左側、基本構想時点の施設構成の図でござい
ますが、ご存じのとおり、目白通りのレベルと旧長崎中のグラウンドのレベルでは2メー
トル以上の高低差がございます。左側が目白通りのレベルでございまして、そこから入
れるレベルを地下1階と呼んでおります。その上、1階から4階までというつくりにな
ってございました。この施設の前でございまして、都市公園法の規定によりまして、
公園面積の12%に建ぺい率を抑えなければならないということがございますので、そ
れの縛りがありまして、その中で構成を考えてまいりました。大きく変わった点につ
きましては、第1点目に駐車場がございまして、当初、左側の図では、公園部分の地上に駐
車場を設置してございました。しかし、これですと、公園面積が大分とられて公園が少
なくなってしまうということもございまして、また、検討の結果、経費につきましては、
財調や国庫支出金でかかる経費を相当程度カバーできるということで検討をなされまし

て、公園面積の有効活用をするために、駐車場につきましては、2番を見ていただければわかりますが、地下部分に移して整備をするということにいたしました。

また、自転車の駐輪場につきましては、当初は2段ラックを考えてございましたが、利用者から、かなり2段ラックについては不評だということをお聞きいたしまして、現在、傾斜ラックというか平置きに近い形で組んでおりまして、これにつきましても2段ラックから変えたということで面積がやはり多くとられる、2倍程度に近い面積を増加しております。こちら、駐輪場につきましても、駐車場と同様に、財調や国庫支出金等で相当程度カバーできるということもありまして、こちらも地下部分に設置を検討しております。

また、本体のスポーツ施設でございますが、先程申し上げたとおり12%という縛りもありまして、更衣室とかロビー、スタッフルーム等も最初の構想ではやはりどの面積も狭いという状況で、なかなか関係者の方々からも、これでは中途半端なものになってしまうというご意見もいただいております。また、地元や関係者の方々から、体育館の高さを十分に確保してほしいですとか、区民大会等のために観覧席も設置してほしいなどという意見もございまして、全体的に検討した結果、こちらも地下部分を全体として活用することで、これらの課題を解決していこうということで検討してまいりました。結果的に、先程申し上げたとおり、駐輪場をこの建物の中から切り離しまして、公園の地下に設置いたしまして、また、その隣には多目的広場を使う方用の外向けの更衣室を設置しております。また、駐車場を本体部分の地下に掘り下げて設置をするということで基本設計を進めております。それに伴いまして、全体の面積と整備にかかる経費も変わってきております。これは、下の表を見ていただきたいと思います、左側が基本構想の時点の試算、真ん中が現在の試算でございます。一番右が、その差を示してございます。

面積でございますが、屋内施設については、地下更衣室や1階・2階の更衣室、また、ロビー等のある程度は余裕を持ってつくっております、結果的に1,100平米ぐらいの増加ということになっております。駐車場につきましては、もともと建物の中にはございませんでしたので、丸々建物の下に入れたということで1,400平米程度の増になってございます。駐輪場につきましては、先程申し上げたとおり、形状を変更したということもございまして、大体500平米程度の増加ということで、全体で3,000平米程度増加してございます。

また、経費につきましては、屋内施設については3億6,000万円程度、駐車場につきましては9億円程度、また、駐輪場につきましては2億8,000万円程度上乗せになっております。それに伴いまして、設計や管理費等で若干の増加がありまして、事業費ベースで、一番右下にございますが、17億円の増ということで試算をしております。詳しいところにつきましては、資料3をご覧くださいと思います。

表の真ん中あたりにあります(ア)というところが、現在想定されている試算でございます。その下が、整備基本構想の去年の時点の試算でございます。(イ)でございます。整備基本構想の時点では、事業費ベースで22億円程度を予定してございました。現在の試算で言いますと、(ア)ですが、39億円に膨れておりまして、その差17億円ということになってございますが、その分、特定財源につきましても、現在のベースですが11億円、12億円程度の増になってございまして、財源等の検討を重ねてまいった結果、特定財源もこれ程増になっているということでございます。そのほか、財調もある程度は見込めますので、最終的な区の持ち出し分といたしましては、一番右側に(ア)の区の持ち出し分が18億7,000万円、(イ)の基本構想時点の持ち出し分として16億円ということになってございますので、今回の試算では、(ア)の区の持ち出し分として、現在18億7,000万円程度を試算として出してございます。ですので、事業費ベースとしては17億円増えてございますが、特定財源等をうまく使うことによりまして、実際の持ち出し分は18億円程度に抑えていきたいということで考えて

ございます。

それでは、資料4につきましてご説明させていただきます。こちらは、施設、特に屋内施設の基本設計を終わりましたところの全体図から説明させていただきます。左側が目白通りになってございます。右側斜め上ぐらいが、南長崎の駅の方面になっております。この敷地全体で1.2ヘクタールございますが、先程申し上げたとおり、建ぺい率は12%以内ということですので、現在の建ぺい率11.99%ということで、こちらがマックスに近い状況になっております。平米数で言いますと、1,466平米ということでございます。図の中央部分にグレーの網かけ、色が塗ってあるところが、屋内のスポーツ施設でございます。延べ床面積にしまして7,700平米程度でございます。こちらは、プール、体育館等が入るものでございます。真ん中のピンク色のエリア、エントランスプラザがございまして、こちらは目白通り側から入りまして、多目的広場等に行く道でございますが、中央部分に桜のプロムナードというものがございまして、こちらは、南長崎方面からの入り口とエントランスプラザをつなぐ道ということで、現在、検討をしているプロムナードでございます。その下、多目的広場とございまして、薄い緑のところですが、こちらは、大体少年サッカーが可能な面積ということで80メートル掛ける50メートル、4,000平米ぐらいの広場を考えてございます。その下、一番下ですが、スロープと書いてあるところにつきましては、通り抜け園路ということで、これは目白通りと南長崎方面を結びます園路をつくる予定になっておりまして、幅5メートル程度を考えてございます。利用者の方々の利便性を考えまして、園路を設定しております。

次のページからは、これまで検討を重ねてまいりました屋内スポーツ施設についてご説明をさせていただきます。屋外部分につきましては、これから年度末にかけて設計をさせていただく予定になっておりますので、また次回以降、ご説明をさせていただきます。

では、2ページ目でございますが、建物の断面図でございます。上のA-A'断面図は、屋内施設を輪切りにした図になっております。一番下のレベルで駐車場、先程申し上げたように駐車場と機械室等がございまして、その上はプールと更衣室になっておりまして、プールは天井高が高いので、その上にスタジオ、これはスポーツ用のスタジオですが、それと観覧席を設けております。その上が体育館と更衣室になっておりまして、こちらにも天井高がありますので、更衣室の上はトレーニングルームということで、いろんな器機を置いたトレーニングスペースということで設定をしております。

下のB-B'断面図につきましては、エントランスプラザ入り口部分を切った図になっております。こちらにつきましては、多目的広場の下側になりますので、駐輪場を設置するとともに、多目的広場用の更衣室を設定してございます。また、地下には防災用の資機材倉庫も設置をしております。

おめぐりいただきまして3ページをお願いいたします。中央部分のエントランスプラザからロビーに入りまして、受付がございまして、ここで受付をしていただいて、それぞれの施設に入っていただくということになります。ロビーの上の部分に更衣室がございまして、これはプール用の更衣室でございます。身障者用の更衣室もこちらに別に設置しております。トイレにつきましては、誰でもトイレ及び男女トイレをそれぞれ各階に設置してございます。プールにつきましては、25メートルプールを8コースということで設置をさせていただいております。一番上の部分ですが、目白通り側から駐車場への出入り口を設定しておりまして、このまま地下に入るというつくりになっております。図の真ん中部分は、施設用・公共用の駐輪場になっております。施設用につきましては180台を確保いたしまして、それと続いて、公共用の駐輪場270台を考えております。原動機付自転車につきましても、現在のところは20台を設置する予定として考えてございます。こちらは駐輪場を並べて設置いたしますので、管理は一体的にできるものと考えておりまして、月極めや時間貸しということも考えてございますので、

それは、ほかの駐輪場と併せて考えていきたいと考えております。駐輪場の横には、先程申し上げたとおりに、多目的広場の方々用の更衣室を男女設置してございます。

では、4ページ目をお願いいたします。こちらはプールの上部の階になります。1階ということで設定してございます。プールの左側には、スタジオということでエアロビクスやジャズダンスなどをやれるようなスポーツ系のスタジオを設置しております。大体160平米程度でございます。階段、エレベーターホールを挟みまして下の方に会議室とございますが、これはいろんな意味でミーティングルームということで活用を考えております。大体100平米程度とれる予定にしております。また、プールの上部ですので観覧席を設置いたしまして、車いすを4台、座席を171台、立ち見用の席を89席ということで大体260人程度が見られるということになっております。この階には、授乳室も一番上の階段室の横ですが設置してございます。

5ページ目をおめくりいただきたいと思っております。こちらは体育館の上、図では2階の平面図になっております。この体育館は、バスケットボールの公式競技で1面とれる程度ということで設定しておりますが、他に卓球やバドミントンなども考えてございます。練習用であります、バレーボールも2面程度とれる予定になってございます。また、これも更衣室を男女とも付けておまして、身障者用の更衣室、トイレ等も付けてございます。その下の図ですが、これは3階の平面図になります。こちらは体育館の上部ですので、トレーニング室ということで器機類を置くものを設定してございますが、これは180平米程度とれるものと考えております。それと、体育館の観覧席ということで、こちら車いすが2台、席は89席、立ち席は65席ということで、大体150席程度は確保できるということで考えております。

6ページ目をお願いいたします。こちらは、地下2階の平面図でございます。こちらは駐車場でございますが、現在のところ16台程度プラス身障者用の駐車場のスペースということで、あとバイクを5台程度設置できる予定になっております。真ん中の部分は、マイクロバスもとめられるような形で考えてございます。また、この階には、防災倉庫ですとか、また、委託事業者等が使うスタッフルーム等もこちらに設置してございます。駐車場の課金の方法につきましてはまだ検討中でございますが、入り口にゲートをつけて精算をするような形と今のところは想定しております。

今後、屋内施設の詳細につきましては、年度末に向けて実施設計を行ってまいりますので、そこで詰めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。お願いいたします。

- 高橋委員長 説明が終わりました。質疑を行います。
- 吉村委員 久しぶりに質問するのでまとまらないかもわからないけれども、申し訳ないけれどもお許し願いたいと思っております。

まず、最初にこの図面を見させていただいて、この大きな方のA3の位置図を見れば、右側に50メートルの寸が書いてありますけれども、できるだけそれぞれの配図を入れてくれるとありがたいと思う。例えばグラウンドは何メートルと何メートルのグラウンドなのか、体育館は何メートルと何メートルのフロアなのかとか、そういうのが入っていると、ただ単純にバスケット公式戦の1面ができるということで、大体の想像は付くけれどもどうかという気がしました。

いくつかの質問をさせていただきますが、これもサイズに関係してくるのだけれども、体育館の屋根を高くしてくれたと、これは大変評価させていただくのですが、今までは何メートルの予定であったけれども、何メートルにしたのか、まず最初に。

- 田中施設計画課長 体育館の高さにつきましては、当初は8メートルを想定してございましたが、いろんな要望がございまして、現在12メートルで設定してございます。
- 吉村委員 この12メートルの高さというのはフラットなのか、かまぼこ型になるのか、その点はどのなのでしょう。
- 田中施設計画課長 完全なフラットというわけにはまいりませんが、ある程度はかまぼ

こ型、丸みを帯びたという形でございます。

- 吉村委員　その丸みを帯びるということは、12メートルというのは、その梁までが12メートルということによろしいのかな、解釈は。それとも、屋根の天井までが、細かいことで申し訳ないんだけど、どちらの12メートルなのでしょう。
- 田中施設計画課長　一番高いところ、真ん中、中央部分が12メートルということで若干、端に行きますと少し落ちる形に。
- 吉村委員　その下に、当然、屋根を支える梁が部分、部分にはあるということですね。完全に12メートルではなくて、天井の辺までが12メートルということで考えてよろしいわけね。
- 上村施設管理部長　屋根の荷重を減らすために、やはり少し曲線型を想定しているのですけれども、いわゆる体協からの要望は、バドミントンの基準というのが12.5メートルになっていまして、その高さを、これは国際基準でローカル基準というのはいないのです。基準が1本しかないものですから、何とかそれを確保できないかということで、そういうことでバドミントンをやるコート上はなるべくその基準を確保できるようにと考えております。端っこはそれを切るところもあるのでありますが、その上空はその基準に触れないような形で考えております。また、今後、実施設計をやる中で、その辺は詰めていきたいということで、他の基準はもうちょっと低い基準ですので、そこはクリアできるかなと。
- 吉村委員　大変努力なされたというところは評価をしたいと思っておりますけれども、ただ、いつも、例えば前に長崎小学校の体育館をつくるときも若干のことで、バレーが2面うまくとれるか、とれないかというので議論した記憶があるのですけれども、そこのわずかなもので、もったいないという言葉になってしまうけれど、そこら辺が経費の問題とかいろんなこともあるけれども、クリアできるのだったらなるべく未来永劫何十年使う、そういう我々の豊島区民にとっては宝物なんです。ああ、これがあるのでだめだとか何とかということのないように、極力、そこら辺は体育協会の要望もあるでしょうし、当然、競技者にしてみれば、こうであってほしいという願いはあるわけですから、そこら辺はぜひ追いついてほしいなという気がします。たかだかうん千万ぐらいで、それをクリアできるのであればとお願い申しますのと、もう1点お願いします。

実は、プールの件ですが、私、豊島プールを何とか復活させようということで、当時、解体の提案がなされたときに、反対運動といっておかしいけれども、何とかこの豊島の宝物の50メートルのプールを、いずれまた豊島区民に利用してもらえればということで各会派の協力を得て、いつかまた改修できるようにということで解体をとどめた経緯があるのですが、やはりこの都心の中で、ああいうふうには区民が、当時は湘南の海も汚れて直ぐに海水浴に行けるという状況ではないときに、こんな身近なところにあんなでかいプールがあって、みんなが直ぐに楽しめると。そして、僕がよくあちらを通ると、みんなが甲羅干しをして楽しんでた絵を今でも思い出します。それが残念ながら今回はこうなってしまったということと、それから、池袋のプールもやむなく閉鎖しなくてはいけないという中で、このプールの活用性というのは、大変重要なポイントを持っていると思うのです。やはり区民が楽しめるプールであるということは、いずれ指定管理者等が入ってきた中で、営業面ばかり考えて、講座だ何だかんだというセットをしまくと、本当に区民が自由に楽しめる枠が減ってきてしまう。こういったことは、これからのことだけれども、そういう中で、今、私、いろんな区のプールへ楽しみなんかへ行くと、サマーシーズンは屋根が開いてしまったり、扉が開いたりして、自然風がすっとうってくるようなプールが多いのです。そして、区民も利用者もそこにつくられているベランダや表に出て太陽に当たったり、いすに座って少し休んだりということを皆さんも見ていると思っておりますけれども、これ、残念ながら、プールは、今度半地下みたいになったわけですね、前の絵から見ると。前は、このグラウンド側にフラットな位置だったのが、今度は下げたということでございますけれども、これでも半分階段を上がって、

プールの中間層ぐらいいまで行けば外に出られるとか、そして、表の太陽に当たって少し休息をとったり甲羅乾しをしたりとかという、そんな姿というのは考えませんでしたか。

○上村施設管理部長　なかなかそういった公園の建ぺい率の制限があるということで、プールのフロアを確保するというのも非常に難しい課題があって、一部プールの採暖室とか放送室と器具庫なんかは、これを公園の地下に入れることによってこのフロア全体を確保したということもありまして、地下1階、目白通りに接した部分、これは利用者からいっても利便性はこれの方がいいと思いますので、こういう設定でやらせていただきました。ただ、先程言いましたように、観覧席のあるプールの上部につきましては、これは、当然、窓は設置できることになっておりますので、今後、実施設計をやる中で、そういった自然換気を取り入れられるかどうかというのは検討できますので、そういうことで考えていきたいと思っております。また、外部に出ることにつきましては、非常にやはり管理面的な課題もあると思っておりますが、我々が検討した中では、そこまで踏み込んだ検討はしておりませんでした。

○吉村委員　この立地図を見ると、プールのいわゆる北側は緑地となっていますよね。地下部分を示す点線が入ってますが、だから、やってやれない構造ではないとは思いますが。今や小学校のプールの授業を塀で隠してやらなければいけないなんていう、この間までいろんな問題もあったみたいだけれども、そんなことよりももっと開放的に、特にここは緑地が広がっているところですし、直ぐ目の前に車が通るわけでもなし、何が云々ということではないので、先程も申してはありますが、やはりこれ1つの箱物をつくるというのは、向こう何十年の建物をつくるわけですから、やはり皆さんに喜ばれるようなものをつくっていただきたい。

それから、やはり夏の場合にはエコの関係から申しても、ある程度そういうふうに自然の温度というのか、利用すれば室内だからといって蒸し暑い中で泳がなくてもいいでしょうし、また、いろいろな意味での温度設定もできるのではないかという気がします。私は、当初、東板橋のを、もう何十年前にできたときに利用しましたがけれど、全部開いてしまうんだよね。壁が半分ぱっと、屋根もアーム型になっていて開いてしまって、半分プールがアウトドアみたいな感じになってしまうようなプールをよく利用した記憶がございますけれども、やはりいいなと思いましたがね、夏なんかは。もちろん冬は、当然、閉めなければ温度はとても得られませんけれども。あのような太陽が当たるような、太陽に当たれるような、そういうプールをつくっていただくと、またひとつ趣が違わないかと思っておりますけれども、その辺は、これから検討されるまだ時間はあるわけですか。

○上村施設管理部長　今の2点について、建築の法規等の関係もございまして、検討してみたいと思っております。

○吉村委員　そうですか、またそれで報告してください。では、とりあえず終わります。

○藤本委員　資料の3番に、上の方にURへの委託による場合と書いてあるのですが、これは、URに委託というのは、もう決まっていたのか、記憶がないのですけど。

○上村施設管理部長　URに委託するのが最も区にとって効率的だということがありまして、そういうふうに決めまして、設計から施工管理までお願いするということにしてあります。

○藤本委員　それは、いつ頃決定されたのでしょうか。

○上村施設管理部長　ちょうど去年の9月にこの基本構想をご説明する中で、そういう方向でやっていきたいということで報告いたしまして、そういうふうに決めてございます。

○藤本委員　そうですか。私も施設用地の委員会は久しぶりなものですから、URへ委託というのは議会全体の中でも認識がなかったもので伺ったので、ということは、資料2にいろいろ全部単価が出てますよね、単価と言いますか、建築費が。基本的な建物は坪108万円、地下部分は坪215万円、公になっているということは、これは、もう

既にURで設計から発注の段階まである程度もう既に終わっているという認識でよろしいのでしょうか。

○上村施設管理部長 この金額につきましては、特に基本構想時点でのこの額というのは本当の想定で、ただ、やはり基本構想時に建設費は21億円程度かかりますというお示しをしていたものですから、それを出すための根拠の面積と図面をお示ししないと、今回、なかなかこの関係がわからないということで整理してつくったのですけれども、これは、通常、体育館等で使われている全国的な平均単価を基にして作成しました。こちらの現在想定している単価につきましても、そのレベルの単価でございます。今後、実施設計をやっていく中でどんな材料を使うとか、それが決まらなると正確な単価というのは出てまいりません。あくまでも平均単価という設定で想定してございます。だから、まだ実施設計も終わってませんので、当然、発注しているとか、そういうレベルではございません。

○藤本委員 わかりました。余りにはっきり出ているので、これを入札するのなら、こういうのが出たらおかしいなと思って、どういう状況なのか伺ってみたのですが、それと、あと駐車場ですよね。これを地下に持ってきていただいたということで、グラウンドが多く使えるということは、これは大変いいことだとは思いますが、やはり16台で9億円という、1台5,600万円ぐらいの単価になるのですけれども、駐車場は基本的に有料にするのですか、利用者には無償で貸し出すのでしょうか。豊島体育館なんかは無料で使っている状況ですけれど。

○上村施設管理部長 駐車場につきましては、立地によって有料にするか無料にするかと、結構、他の区なんかを調べてもあるのですけれども、仮に無料した場合は、ああいふ駅の近くの立地ですので、ほとんど違う方に使われてしまうのではないかと考えています。だから、やはり料金設定については、基本的には有料にして、その中で大会関係者とかをどうするかとか、そういうことで今後詰めていきたいと思っておりますので、細かい議論はまだしておりませんが、私の考えとしては、基本的にはそうしないと、本来の利用者が使えなくなるのではないかと考えております。

○藤本委員 私もそういうふうに思います。できれば、これはかなりコストもかかってますし、ある意味、有効に利用者のための駐車場ということをやはり心掛けていただきたいと思っておりましたので、そういう方向でやっていただければありがたいと思います。

それと、駐輪場なのですが、これは当初より道路から結構、図面を見ると離れるというか、これは図2で見るとまた実際に見るのは違うのかもしれませんが、若干道路から離れて設置されるようなことになってますけれども、現在は、あそこの学校の地下のところ、駅を利用するような方も利用されていると思うのですけれども、これは一般の方や普通の方も普段使う駐輪場になるわけですね。

○田中施設計画課長 駐輪場の位置につきましては、資料4の1ページ目を見ていただくとわかりやすいかと思えます。カラーの図です。こちらは階段がエントランスプラザの中央にございますが、その下側にスロープと別の階段がございます。こちらから、駐輪場の利用者の方は自転車を地下に入れていくという出入口になります。出入口に入れていただきますと、直ぐに駐輪のスペースがございます、桜のプロムナードから多目的広場にかけて点線がございます。こちらの点線が駐輪場の位置になります。ここから目白通り側一帯が駐輪場のスペースになりますので、エントランスプラザから下に入って直ぐに駐輪スペースということになってございます。

もう少し詳しいものにつきましては、図の3ページ目をご覧いただきたいと思いますが、こちら、地下1階レベルの平面図でございますが、同じようにエントランスプラザがございます、その下側に駐輪場へのスロープ、階段がございます、こちらをおりていただきますと、直ぐ公共用・施設用ということで駐輪場を直ぐに設置しているような状況でございます。

○藤本委員 現在は何台ぐらい置けているのですか、あそこの今使っている道路の半地下とか、がけの中に入っているのは。その分以上の270台の公共用というのが、これがある意味、一般利用や定期利用で、180台が施設を利用される方という認識でいいのですよね。

今現在の、現状あるがけの中に入っているのが何台あるのかはわかりますか。

○原島交通対策課長 現在の南長崎の駐輪場でございますけれども、自転車が270台、それからバイクが10台でございます、その同等数以上を今後も整備をお願いしたいと思えます。

○藤本委員 現状270台で十分足りているので、今回は同じ規模ということなのでしょうか。

○原島交通対策課長 利用率については非常に高いのでございますけれども、なかなか広げるということにもならないかなと。また、総合計画の中でも現状の台数を確保するという中になっておりますので、そういった中で要望をしてきているということでございます。

○藤本委員 そうですか。多少、平日や土日で利用の状態は大分変わってくると思うんです。ですから、比較的土日は施設はたくさん使うし、平日はそういう一般利用や定期利用なんかの方も使われると思えます。この辺はそんなに難しいことではないと思えますので、やはり利用の状況を見て、どちらにも余りここからこちらはだめですよとかという締め出すようなことではなくて、少し状況を見ながら臨機応変に対応していただきたいと思えます。

以上です。

○堀委員 せっかくの施設、20億円から30億円ということで、コストも上げていいものができるのかなと思うのですが、うちの方の西池袋温水プール、そういう目的で建てられたのですが、17年間活用して高いコストをかけて、結局は中学のグラウンドをつくるということで閉館に追い込まれたという部分があって、ぜひそういったことがないように、せっかくコストかけるわけですから、いいものをつくるわけですから、まずはその第1点、そういったことがないようにしていただきたいと思うのですが、その辺の意気込みについてお聞かせいただきたいと思えます。

○上村施設管理部長 この施設につきましては、都市計画決定をして公園施設として供用するものですから、もう未来永劫、都市計画が変更ない限り、都市計画というのはやはり制度の中で最強の担保性をやっているものですから、そういうことでこの施設は将来的にもずっと永続するという考えでございます。

○堀委員 うちの方を閉館するに当たって、こういった施設をぜひ活用してほしいということも促していかなければいけない。ここ以外にも東口の池袋スポーツセンターへのお誘いだとか、そういったことも含めて考えていかなければいけないと思っているのですが、なくなる施設に対しての動線と言いますか、その辺はコミュニティバスも含めてですけれども、どのようにお考えでしょうか。西池袋中の温水プールを利用していた人たちへのアナウンス、その辺について。

○矢作学習・スポーツ課長 西池袋温水プールにつきましては、廃止のアナウンスを館内でやらせていただいておりますけれども、そこにこの南長崎に新しく整備される施設のご利用とか、あるいは区のほかの施設のアナウンスということはやらせていただいております。ただ、具体的にコミュニティバス等々は、また別途検討されているところですので、その中で例えば2年後に南長崎あたりの動線というのは含めて考えていただけるよう、要望してまいりたいと思えます。

○堀委員 やはりこれだけの施設をつくる、やはりもう少し遊びの部分があってもいいと。余りにも役所仕事で従来の施設とあまり大差ないし、おもしろみがないですね、見ている。例えば、稼働率を考えたときに、ランニングコストが年間どのくらいの読みになっているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○上村施設管理部長 ランニングコスト等につきましては、そういった具体的な設備の計画というのは、実施設計の中でやってまいります。そういうものの検討の中でどのくらいのコストがかかるかというのを出していきたいと思っております。

当然のことですが、エネルギーを最小の利用を図って、コストもなるべく抑えられるような設備機器をこれから実施設計の中で検証しながら決めていきたいと思っております。

○堀委員 やはり箱物イコールランニングコスト、この構図をやはり利用率、稼働率を上げることによって負担を少なくしていくということを考えることが、今後の行政運営の中でも求められることだと思うのですが、それを考える中で、やはり例えばジャグジーとか、採暖室はあるのですけれども、ジャグジーだとかお風呂の施設だとか、そういったものもあっていいと。ただ、導入に対してのコストはかかるのですけれども、それによって稼働率が上がるという可能性もあるという、何か先程、うちの吉村委員からお話ありましたけれども、夏場は採光を取り入れて、そういった稼働率アップのために仕掛けをつくるとか、何かしらおもしろい仕掛けがないと、結局、稼働率が上がらない。また、ここにレストランとか喫茶店とか売店も含めて、利用者に何かしらこういったもの、食だとか、そういったものを提供することというのは、この中になくないようなのですが、どうなっているのでしょうか。

○上村施設管理部長 先程も説明の中でありましたように、そういった一定の建ぺい率の制限、あと高さもぎりぎりなんです。そういうことで、他の施設も取り入れられれば一番よかったのですけれども、まず最低限、利用者がそんなぎゅうぎゅうではなく、ゆったりできる、そういうスペースを確保しなければいけないということで検討いたしました。更衣室等は、当初の計画だともっとずっと小規模だったのですけれども、やはり検討する中で、身障者対応の専用の更衣室もトイレも必要、それからシャワールームも必要だという、これからの時代はそうなるということでご意見をいただきまして、そういうことを優先に配置して、ぎりぎりもういっぱいになっているということでございます。

ただ、レストランとか、そういう施設につきましては、こちらにあります民間事業用地、この中で十分対応できると思っております。この民間事業施設用地の応募につきましては、この施設の完成後に整備する予定で行いますので、そういった地元のいろんな要望もございしますが、そういった施設利用者が同時に楽しめるような施設をこの中で工夫して考えていきたいと考えております。

○堀委員 それと、緑地帯それから多目的広場がありますけれども、ここもやはり何かしらおもしろい仕掛けがあれば、稼働率がアップするし、憩いの広場としての有効活用というのも考えられると思うのですけれども、この辺の仕掛けについてどのようにお考えでしょうか。

○上村施設管理部長 緑地の部分は、通常の公園として近隣の方々を中心に日常は楽しんでいただいて、また、災害時はそういう活用ができるようなことを考えてございます。一番利用のポイントは、この多目的広場だと考えてございます。せっかくこれだけの広場をつくるわけですから、やはりそれぞれの時間に有効に活用できる方法を、やはりこれは知恵を出さないといけないかと思っております。

それで、土日を中心に、やはり球技を中心とした団体の利用が相当需要が高く、多分取り合いになるのではないかと考えてございます。ただ、全部をそういう時間に割り当てるということは、地域の方が全く利用できないということもありますので、時間帯を切って、団体利用とそれから地域の方が自由に利用できる時間も考えたいと思っております。

あと平日だと思うのです、平日の利用。平日の利用につきましては、やはり多分午前中、午後の早い時間は民間の、そこが休みの方のサッカーの練習とか、あと学校関係ですか、利用があると思います。その辺の需要を調査して、時間帯をやはり設定して、団

体利用と個人利用ができるようなことも考えていると。多分、午前中につきましては、地域の高齢者の方々の、やはりいろんなスポーツを今やっていますので、そういう枠もつくらなければいけないなと思っております。夜間につきましては、全面にするかどうかはまだ考えてございませんが、フットサル等の需要も結構あるみたいですので、そういう利用ができないかどうか、これから詰めていきたいと思っております。

そういうことで、せっかくの貴重なスペースですから、もういつの時間帯も皆さんが利用できるような、そういう利用設定を余り堅苦しい規約にしないで柔軟な対応ができるように、これは相当知恵を出さないといけないと思っておりますので、今後詰めていきたいと思っております。

○堀委員 いずれにしても、やはりこれだけのお金をかけて投資をするわけです。ですから、やはり稼働率を徹底的に上げて、区民の人たちに徹底して使ってもらう、そんな皆さんが憩いやすい、憩える施設にぜひとも仕上げていただきたいと望んでおります。

以上です。

○儀武委員 プールは25メートルなのですけれども、いろいろ説明をお聞きしますと、大会ですとか団体利用を念頭に置いているというお話ですけれども、これは、例えばプールの観覧席はスペース最大、先程の説明では260人ということですが、豊島区の水泳の大会と言いますと、具体的にどういうことを念頭に置いているのでしょうか。

○田中施設計画課長 プールにつきましては、区民大会などを念頭に考えてございます。

○儀武委員 それだけですか。これだけの観覧席スペースがあって、いろいろ利用法を考えて、こういうのをつくっているのではないのですか。

○矢作学習・スポーツ課長 区民体育大会の他に、中学校の大会等、学校の生徒さん達の大会も想定してございます。

○儀武委員 そうすると、年間でこれらはどのくらいの利用率になるのでしょうか。360日あるのですけれども、どのくらいを想定しているのでしょうか。大会使用日程と言いますか。

○矢作学習・スポーツ課長 すみません。詳しい日程の数値というのは想定してございませんけれども、現在、なかなか観覧席がない中でやっている部分につきまして、この体育館が有効活用できると思っておりますので、その辺は日程調整したいと思っております。

○儀武委員 普通、水泳の大会、公式戦となると50メートルプールですよね、まあ25メートルもありますけれど。そうしますと、これは検討されなかったのでしょうか。

○上村施設管理部長 都民大会レベル以上の大会については、当然50メートル、東京都の都立の競技場がございまして、ああいうレベルでやっております。ただ、23区をいろいろ調べましたけれども、50メートルの室内プールを持っているというのは、今は非常に少なくなってきております。というのは、やはり逆に50メートルが日常的な利用が非常に難しく、距離が長過ぎて監視が行き届かないとか、あと50メートルを泳ぎ切れない。スクールがやはり多いんですよね、水泳につきましては。そういう利用がなかなかできないということで、今は主流としては、室内についてはほとんど25メートルに切り替わっております。だから、そういうことで屋外の50メートルのプールが設置できている、相当広い区ですか、江戸川区とかああいうところにつきましては、そういうところで大会をやっておりますが、そうではないところについては、そういった室内の25メートルを使って大会をやっているところが多くなっていると、いろいろそれは調べましたけれども、そういうことです。ここににつきましては、もう50メートルのプールを設定すると、この計画自体が成り立たないということで、なるべく25メートルの中で大会も運営できるようにいろんな要望を聞きまして、こういう設計になってございます。

○儀武委員 例えば、400メートル自由形ですとかあるのですけれども、そうすると、私は素人だからよくわかりませんが、公式タイムを東京都でとったりしますけれ

ども、これは25メートルプールで公認されるのですか。タイムを測定したときに、大会のときに、どうなのですか。

○上村施設管理部長 室内のそういう記録というのもございますので、室内というか25メートルですか、記録もございます。ただ、このプール自体をそういった正式な大会記録として認定できる公認をとるかどうかにつきましては、今後検討していかなければならないと思っております。

○儀武委員 1つ、観覧スペースを十分よくとってはいるのですが、そういう大会時と書いてありますので、これが本当にどの程度によく検討されてこういうふうになったのか、今疑問ですので質問したのですけれども。

それから、体育館もお聞きしたいのですが、先程の説明ではバドミントンで高さ12メートルが公式戦で必要だというお話だったのですが、バレーボールもコートを2面とるので、これはバレーボールは問題ないのでしょうか。バレーボールもボールが随分上に飛ぶのですけれども、公式戦になった場合に。

○田中施設計画課長 バレーボールにつきましては、2面とろうとしますと、やはりちょっと欠ける部分が両端に出てしまうということもございまして、ただ、1面をとるとのことであれば、公式用でもできるという認識ではございます。ただ、利用される側の立場に立ちまして、練習用でも2面欲しいのか、それとも、公式用で1面欲しいのかという選択はこれからできるかと考えております。

○上村施設管理部長 プールの観客席の前半の質問の件でございますが、説明がそこまで詳しくしてなかったものですから、補足させていただきます。4ページのプール上部のスタジオがある図面を見ていただきたいと思いますが、スタジオの横にロビーというのがありまして、そこに観客スペースを62席、用意してございます。こちらにつきましては、通常の利用の際に、多分、お子さん等がプールを利用していると、父兄の方がそれを見るという需要がございます。それ用に、こちらはガラスで遮蔽した観覧スペースを62席用意してございます。

ただ、やはりこれだけですと大会の際は足りない、または、直にやはり声を掛けたりして応援するという必要がございますので、大会時には、上下のこちらのスペースを使って、ここは仕切られてございませぬから、上から応援したり声を掛けたりできるように、ただ、若干蒸し暑くなるというスペースですけれども、用意してございます。そこで、この表記的には大会時観覧スペースと書かれてございます。

以上です。

○山口委員 先程、利用率、稼働させなくてはいけないというお話もやりましたけれども、当然、ナイター施設というか、多目的は出てくるのだろうと思うのですけれども、総合体育場と違って、こちらは住宅地になりますよね。その辺で、夜間の、学校であったときには昼間しか、せいぜい体育館でママさんバレーがあるとか、そういうことがあったらうけれども、こういうふうになると、照明とかそれから騒音とか、そういうことについて、検討会議の中に町会の方たちが入ってらっしゃるから、そこは配慮されていると思うのだけれども、その辺のところでは実際に稼働率を上げて皆さんにたくさん使っていただくこうとすると、どうしても背中合わせにリスクが出てくるわけなので、その辺のところは大丈夫ですか。

○上村施設管理部長 そこが一番のやはりこれからの調整どころではないかと思っております。今後、それをどうするかにつきましても、地域の方々も入れてやっていきたいと思っております。

先程、私、全面的になるかどうかはわからないというお話したのは、そこがございまして、ここでいう右側半分は後背地が住宅になってございますので、それを部分的にやるということも考えられるかというのがありまして、そういう表現をさせていただきました。

夜なんかですと、今の需要はフットサル、人数もそんな全部集まるわけではござい

せんで、そういう利用が相当多いということも聞いておりますので、その辺の需要とあわせて、その辺を今後、後半の屋外の検討の中で、地元の方のご意見も聞きながら決めていきたいと思っております。

○山口委員 立地がそういう条件があるから、駐車場も中に計画変更になったのはよかったと思うので、これは夜間で外でやはり車のエンジン音とかドアの開け閉めというのは、結構、プールとか体育館は夜間使うだろうから、そういうときにはやはりかなり周辺の静かな住宅地の中ではうるさいというクレームが付くだろうし、フットサルは結構人気あるし、需要が高いと思うのですよね。だから、そういう利用者、やはり声なしでスポーツはできないから、そこのところはどうなるのかということと、それから、あと陸上なんかの競技はなかなかできないから、例えば、この中で走るだけでもかなり騒音が出るだろうし、周回コースになると思うので、その辺のところ、走るだけだと静かなのだけれども、やはり稼働率を上げて利用者に利便性を高めるということは、こういう住宅地の中ではかなりハイリスクだと思うので、その辺の需要とご近所とのお付き合いとのバランスというのは難しいと思うので、そこら辺は上手にやって、やはりできるだけ豊島区内は空間が少ないわけだから、スポーツ施設としての活用を上げていくということとどこまでできるかというのが、ひとつやはり周辺との協議の結果だと思いますけれども、できるだけ稼働率を上げるためにも、そこは上手にやっていただきたいということとは要望しておきます。

○遠竹委員 今直ぐのことではないのですけれども、先程、堀委員からありましたように、やはり経費のランニングコストということから言いますと、こういう施設というのは非常に照明が大きな要素になると思うのですけれども、今、LEDというのがありますね。これについては、こういう施設については研究していらっしゃるのでしょうか。この電力が、私、最近勉強させてもらったところによると、非常にワット数が少なくてもっと大きい光度です。ワット数が10分の1ぐらいということもあって、今、新しい企業なんかはLEDそのものを投入する投下資本は非常に大きいから、今はまだ無理だけれども、それでも今、リースということもできるようになったと。そうすると、大きいところでは、リース料を払っても使う電力の費用が非常に、ツーペイ以上に戻ってくるというお話を聞いたのですけれども、こういうことに関して、ただ電気量が少なくなるということだけではなくて、いわゆるエコということの中で、そういうものの削減を求められているのだらうと思うんです、これからの環境社会の中で。そういうことについては、これからの施設をつくるについてのお考えがあるのかどうか、聞かせていただきたい。

○上村施設管理部長 LEDの照明器具も大分コストも下がってきまして、性能もよくなってきましたので、当然、これから実施設計をする中で使える部分があるかどうかは全部検証して、あと寿命が長いんですね、だから1回付けると、あとは取替えまでが相当時間ができるということで、特に本当は高い天井があるところなんかはそういう機器がいいのですけれども、そこでそれだけの高輝度が確保できるかとか、やはり細かい検証も必要ですので、これからそういうものを1個1個詰めながら、他の設備機器につきましても全部検証した上で、どれを採用するか決めていきたいと思っております。

○遠竹委員 当然、そうなると思えますけれども、かなり色とか、そういうものを前は限定されていたけれども、発色についてはいろいろな技術が進んでいるということとか、今おっしゃったように、寿命が長いということですね。いろいろなところで、特に民間企業ではかなり採用していると、コスト削減を図っていると聞いております。よろしくご検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○島村委員 計画スケジュールのところ、22年のところに屋内施設建築工事、それから24年に屋外施設工事とございます。これはURに委託をして行っているのです、これはそのままURで行っていくということでもよろしいのでしょうか。

○上村施設管理部長 こちらは、設計から施工管理までお任せするというので、発注

はURが発注するという事になってございます。

- 島村委員 前にお聞きしたときに、この段階で別の事業者をというお話もあったような気がしたのですけれども、これは、ではもうURに全部一任をして、URでこういった工事業者を選定して完了まで向かうという流れでよろしいのですか。
- 上村施設管理部長 検討した中では、様々な手法を一から検討しようということでPFIも含めて検討しました。その中で、設計から施工まで民間業者に、コンソーシアムというか、いろんな複合企業体の組合せでなると思うのですが、そういうのを一括発注でやってはどうかという案もありました。ただ、やはり、今回、国庫補助金を当てにして事業をするという方向になりましたので、それにはやはりURの知恵と経験を借りて、やはり相当な補助率を高めるというのが至上命題ということで、URに頼むことにしたわけです。通常の発注は、区の発注と同じ条件付き一般競争入札で業種別に行うということになると思いますので、区内の登録状況も調べましたけれども、相当の数の企業がURの登録になってございますので、ほとんど同じ形で発注は進むものと考えてございます。
- 島村委員 わかりました。それともう1点、21年11月、12月に住民説明会とあります。これは何回目の説明会で、この説明会の内容はどんなものでしょうか。
- 田中施設計画課長 住民説明会につきましては、去年、基本構想の案のときに2回行ってございます。今回、21年度に予定してございますのは、基本設計、屋外施設も大体固まった段階で、屋内施設・屋外施設一緒に含めて完全に固まる前に、また住民の方にご説明をさせていただこうということで、同じぐらいの回数で考えてございます。
- 島村委員 ということは3回目の。
- 田中施設計画課長 はい、そうです。3回目でございます。
- 島村委員 そうすると、この段階で住民の方からまとまった、例えば計画と違う意見が出てきたときには、変更なんてこともあり得ることなのではないでしょうか。
- 上村施設管理部長 今までできるだけそういうことがないように、地域の代表者それからスポーツ関係者も入れて、丁寧な基本設計段階の対応はしてきていると思うのですけれども、基本構想の段階でもパブリックコメントをやりましたし、個別の意見はそれぞれ出ると思うのです、いろんな意見ありますので。ただ、それが本当にまとまって地域を代表するような意見であれば、それは、その時点でやはり考えなければいけないと思っております。今の時点では、いろいろな意見はありますけれども、ある程度のコンセンサスは得られていると感じてございます。
- 小林(ひ)副委員長 例えば、この施設用地の委員会に私もいなかったし、かなり多くの委員がいなかったのではないかと思いますので、これまでの議論とかがよくわからないというのが実際にあるのだと思うのです。私たちが議員協議会で聞いたり、いろいろ質疑しているところでは、例えばPFIでやるとか、さっきお金のことなんかもありましたし、最初はね。それから、URの話も明確に全議員には、そういう話はなかったところがあったりして、改めて契約とかお金のことだけ聞きたいのです。
それで、實際上、URに決めました、このまま進みますという感じで、先程も契約の話があったのだけれども、そうすると、議会にこの問題が正式に議決とか、そういう関係で来るのはどういう時期にどういう関係で来るのでしょうか。
- 田中施設計画課長 議会に案件としてお出しするのは、建設工事の案件としてお出しするという事で、来年の第1回定例会ぐらいではないかと考えてございます。工事の前にとということになります。
- 上村施設管理部長 ちょっと補足させていただきます。この件につきましては、施設用地委員会で、こちらの基本構想をまず説明させていただいています。それから、都市計画決定を公園でやりましたので、それを副都心委員会で全議員の皆さんに報告させていただいています。その中でもやりとりはあったと思います。
議決という面では、設計段階は金額少なかったものですが、やはり工事段階に

なりますと、それなりの金額になりますので、先程言いましたように、議決案件として承認をいただくという手続が必要になってくると思っております。それは今後のことでございます。

○小林（ひ）副委員長 そのときには、形だけ教えてほしいのですけれども、今回はとりあえず、この屋内スポーツ施設のことが決まったのでこれだけですよというのですけれども、公園とか多目的広場とかいろいろ整備されたときは、一括みたいになって、例えば1つの建物でも躯体の工事だと、昔はよく配管とかいろんな工種別があったのだけれども、そういう関係ではどんなふうになっていくのですか。それが全部来年の第1回定例会に出てくるような今スピードで進んでいるのですかということがわからないので、改めて伺います。

○上村施設管理部長 これは、先程言いましたように、区が出していると同じように、今の予定では、それぞれ工種ごとに分割発注になると思います。建築本体や設備それから外構を含む公園と。それが、やはり区でやっている工事の発注と同じように、金額が議決案件のその金額に達したものに付きましては、議会の議決を得るという話になっていきます。その時期につきましては、発注時期は多少ずれますので、それに従って発注していくということになります。詳細をもう少し詰めた上で、いつごろになるか、またご報告したいと思っております。

○小林（ひ）副委員長 すみませんが、例えば最初にありそうなのは解体工事なんだけれども、これだって22年からだから、これがもし工事案件にかかるようなことがあれば、今度の第1回定例会にかかるぐらいの議決に来るという形でいいわけですね。

○田中施設計画課長 案件につきましては、すべて総合的に一括で議決の案件として出すということになります。

○高橋委員長 部長と意見が違うので、後で調整して正式な経過を教えてください。

○上村施設管理部長 もう1回整理して、まとめて後でお答えしたいと思っております。

○高橋委員長 よろしいでしょうか。

○藤本委員 私も余り言いたくないのですけれども、毎回、副委員長はご質問を委員のようにされてますけれども、やはり運営を司っていただく正副の委員長ですので、まして同じ会派から委員もいらっしゃるわけですから、やはりその辺はもうちょっと会派の中で連携をとってやっていただいた方がいいと思いますので、意見として申し上げておきます。

○小林（ひ）副委員長 そんなことないですよ。副委員長も質問していいということだったので、それで、その辺のところははっきりそこに出てないので、質問させていただいただけです。

○高橋委員長 すみません。時間がないので、次へ進ませていただきたいと思います。



○高橋委員長 指定管理者の導入施設について、質疑のため、高橋生活産業課長、上野文化デザイン課長、矢作学習・スポーツ課長、溝口障害者福祉課長、原島交通対策課長、石井公園緑地課長が出席しております。理事者から説明があります。

○橋爪行政経営課長 それでは、指定管理者の導入施設についてでございます。導入施設についてのタイトルの資料をお取り出しいただきたいと思っております。

申し訳ございません。初めに、資料の訂正が2カ所ございますので、そちらからお話をさせていただきます。指定管理者の導入施設についてというタイトルがございまして、その下に6行程の文章がございまして、その文章の2行目でございまして、「10件19施設」となっておりますが、こちらは「11件19施設」が正しい数値でございます。それから、同じ箇所の5行目でございまして、「11件21施設」となっておりますが、こちらは「12件21施設」が正しい数値でございます。12件が正しい数値になります。申し訳ございません。資料のご訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。本年度は数多くの次期指定管理者の候補者

を選定するという年度に当たってでございます。そうした作業を進めているところでございますが、次期の指定管理者を募集するに当たりまして、一部基本的な条件を見直したといったようなところもでございます。それらを含めまして、作業全体について報告をさせていただきます。

簡単にこの資料の構成について最初にお話しさせていただきますが、大きく項目を4つに区分してございます。1番目は、新規も含めまして指定管理者の導入の範囲を見直したものであるということでございます。3ページ目からになりますが、大きな項目の2番目といたしまして、指定期間の変更等があるものであるということで区分してございます。それから、5ページに進みまして3番目に、特に変更点といったものはございませんけれども、非公募によって募集をするものであるということで3番目にまとめてございます。それから、6ページ目が、その他ということで4番目にまとめたというものでございます。これまでと同様の取扱いとなっているものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、1番、指定管理者制度の適用範囲についてでございます。(1)池袋スポーツセンター、西池袋温水プールについてでございます。第一期の指定期間では、2施設を一括して募集しておったところでございますが、西池袋温水プールが平成22年度で廃止予定ということに伴いまして、次期の指定管理では、池袋スポーツセンター1施設のみを募集をするということにしております。下の表の議会提案予定というところをご覧くださいと思いますが、この案件につきまして、区議会への提案は第3回定例会を予定しているところでございます。

(2)駒込、巣鴨、西巣鴨地区の自転車駐車場についてでございます。巣鴨駅北、巣鴨駅南、巣鴨駅第三自転車駐車場につきましては、第一期の指定期間で3施設を一括して募集しておりました。一層の効率化を図るため、第二期では、3施設に加えまして、駒込駅北、巣鴨駅北口白山通り、西巣鴨駅自転車駐車場も指定管理者の導入範囲に加えまして、6施設を一括して管理運営するという団体を募集することとしてございます。2ページに進んでいただきまして、この案件につきましては、第4回定例会での提案を予定しているところでございます。

(3)目白庭園、池袋の森、目白の森についてでございます。第一期目の指定期間では、こちらの3施設を一括して募集しておったところでございます。しかしながら、都市公園と日本庭園では施設の種別が異なりまして、小規模な都市公園では、区が直接担う部分である地域との調整といった役割が大きく、指定管理者制度にはなじまないといったところから、3施設のうち区民の森の2施設につきましては、指定管理者による管理運営の代行といったところから、区の直営に戻すこととしてございます。したがって、二期目の募集では目白庭園1施設の指定管理者を募集するということにしているところでございます。なお、第二期の指定期間につきましては、目白庭園赤鳥庵の改修工事等を22年度当初に予定しておりますので、指定期間は、22年7月1日から27年3月31日まで、4年9カ月ということ考えているものでございます。第4回定例会での提案を予定しているところでございます。

(4)目白生活実習所、目白福祉作業所でございます。こちらの2施設につきましては、来年度から新たに指定管理者を募集するというところで第2回定例会で既にご審議をいただいたところでございます。指定期間は5年でございます。指定管理者は、社会福祉法人東京都知的障害者育成会となっているものでございます。

2番、勤労福祉会館等の指定期間についてでございます。

(1)勤労福祉会館についてでございますが、大規模改修工事による休館を考慮いたしまして、第一期、第二期の指定期間を2年間と定めて指定をいたしました。大規模改修工事が平成24年度に再度延期されたため、第三期の指定期間も2年間として指定管理者を募集することとしてございます。そういった意味では、特に変更点はないというものでございますが、2年間ということ少し特例的な扱いをしているものでございまして、募集方法につきましては、これまでと同様に次期の指定管理者につきましても非

公募により、としま未来文化財団を募集することとしておるところでございます。第4回定例会での提案を予定しているところでございます。

(2) 巣鴨体育館についてでございますが、第一期の指定期間を5年間としておりましたが、平成24年度の年度途中から平成25年度にかけて約1年間、耐震等の大規模改修工事を見込んでいるところございまして、第二期の指定期間につきましては、改修工事期間を含めた平成22年4月から平成28年3月までの6年間としているところでございます。次のページ、4ページへ行っていただきまして、第3回定例会での提案を予定しているところでございます。

(3) 雑司が谷体育館についてでございます。第一期の指定期間を5年間としておりましたが、平成26年度から2年間の大規模改修工事を見込んでいるということがございまして、第二期については、平成22年4月から26年3月までの5年から4年という形で変更をしているところでございます。議会提案は第3回定例会を予定しているところでございます。

(4) 西巣鴨体育場、総合体育場、荒川野球場についてでございます。こちらの3施設につきましては、一括して指定管理者を指定しているところでございますが、第一期の指定期間は4年間となっております。第二期の指定期間は5年間として同じように3施設一括の指定管理者を募集することにしたところでございます。第3回定例会での提案を予定しているところでございます。

5ページに進んでいただきまして、(5)福祉ホームさくらんぼについてでございます。こちら本年第2回定例会でご審議をいただいたところでございます。指定期間は5年、指定管理者は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会となっております。

3番、豊島区民センター、豊島公会堂の指定管理者の募集方法についてでございます。こちらは先程申し上げましたとおり、特に前回の募集と大きく変更ということではございませんが、第二期の指定管理者の募集につきましては、としま未来文化財団を非公募により募集することとしているところでございます。第4回定例会での提案を予定しているところでございます。

6ページへお進みいただきまして、4番がその他本年度に第二期の指定管理者を募集する施設ということでございます。これまでと同様に指定管理者を募集する予定の施設でございまして、三芳グラウンド、豊島体育館が該当いたします。指定期間は5年でございまして、三芳グラウンドは第3回定例会、豊島体育館は第4回定例会での提案を予定しているところでございます。

7ページは参考でございまして、22年度以降に次期の指定管理者の審査が必要となる指定管理者を導入している施設をまとめたものでございますので、ご覧いただければと考えてございます。

資料説明は以上でございます。

- 高橋委員長 説明が終わりました。質疑を行います。
- 儀武委員 まず、区にはいろんな施設があるのですが、この指定管理者を導入する基準を教えてください。
- 橋爪行政経営課長 公の施設で指定管理になじむもの、なじまないもの、また、法律上できないものがございます。基本的に行政経営課で考えておりますのは、指定管理者が導入できる施設につきましては、一旦導入を検討してみたいと考えてございます。その中で様々な条件がございまして、保育所であれば、現在、一部民営化といったことも導入されてございますが、スポーツ施設あるいは集会機能を持ったような施設、民間の指定管理者が指定管理者制度に導入がなじむといったようなものを選択して募集をしているといったところでございます。明確な基準といったところではなかなか申し上げられませんが、指定管理者を導入する目的としましては、サービスの向上が指定管理者によって図られる、あるいは財政効果が期待できるといったところで判断をしているものでございます。

- 儀武委員　ここに2番で、駒込、巣鴨、西巣鴨の自転車駐車場、今度新たに6施設にするわけなんです、確か7月15日の広報にも公募が載っておりましたけれども、1つはシルバー事業団が今まで委託でやっていたわけなのですけれども、今度これを見ますと、確か駒込駅もシルバー人材センター、それから西巣鴨駅もシルバー人材センターですけれども、今度ここも一括で指定管理者にするとなると、高齢者の生きがいと雇用の確保という点で、先程なじむ、なじまないという答弁がありましたけれども、私は本当にどンドン今、不況で仕事もないのに高齢者の仕事もますます減って行って、こういう点ではなじまないのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょう。
- 原島交通対策課長　駐輪場につきましては、資料にお示しのとおり、3施設については更新、それから新たに3施設について追加ということでございます。そのうちの駒込それから西巣鴨の2施設については、現在、区がシルバー人材センターにお願いをして運営をしていると、管理をしているという状況でございます。今後、この募集の中でこの企業が指定管理になるかということは、まだこれから選定をしていくわけでございますけれども、選定要綱の中には、区内の高齢者雇用というのを条件としておりまして、それらについてプロポーザルで提案していただくという状況になっておりますので、現在、シルバー人材センターを活用するかどうかというのは、プロポーザルの中で審査をしていくということになるかと思えます。
- 儀武委員　現在、駒込、巣鴨、西巣鴨なのですが、どこが応募しているのか、何社が応募しているのでしょうか。
- 原島交通対策課長　現在、募集をしているところでございまして、選定委員会の、要は中で選定作業中というところでございますので、その選定委員会終了後でしたらお話しできると。現在、募集中でございまして。
- 儀武委員　では、何社ぐらい手を挙げているところですか。
- 橋爪行政経営課長　細かいスケジュールを申し上げますと、自転車駐車場につきましては、募集をいたしまして、募集をちょうど締め切ったところでございまして。この後、書類審査あるいはプレゼンテーション審査といったところへ進んでいく段階でございまして、何社かということをお知らせいたしますと、またそういった審査等々にあるいは影響する可能性が全くないとは言えませんので、その点については、今日の段階ではご勘弁いただきたいと思っております。
- 高橋委員長　案件がもう1件ありますので、時間のご配慮をお願いします。
- 儀武委員　では、この問題は終わりますけれども、巣鴨体育館なのですが、1年間を耐震等、窓の大規模改修とあるのですが、耐震以外にどこを改修するのですか。
- 近藤施設課長　今見込んでおりますのは、やはりボイラー等の設備の更新を見込んでおりますので、濾過器ですとか、そういった配管類等をお休みいただくのであれば、一緒にトイレ等も改修をしていきたいと。要は衛生設備関係の改修も一緒に、うちからこのぐらいの時期にやっていただきたいということでご提案させていただいております。
- 儀武委員　これ、いつ改修するのですか。
- 矢作学習・スポーツ課長　現在の予定では、24年8月から25年7月を想定してございます。
- 儀武委員　以前、公共施設の再構築のところ、巣鴨体育館については、図書館の用地として活用するために使うのだという話でしたけれども、そうしますと、これだけ改修工事それからプールの改修等も行うということになれば、これはずっと将来も使っていくと、そういうふうには受け止めていいのでしょうか。
- 上村施設管理部長　将来計画として、そういう構想は今も持っております。ただ、その実現が当面図れないということがございまして、やはりこの時期に1回手を入れないと設備も含めてもたないということがありましたので、この時期に手を入れていくという考えがございまして、ずっと将来までこの施設をということではございません。
- 儀武委員　それから、現在の指定管理者NASなのですが、この問題は決算と予算で

も我が党の森議員が何度も取り上げているのですけれども、本当に区民からも評判が悪いところなのですけれども、今度はこれを外すということは考えてないですか。

○橋爪行政経営課長 巣鴨体育館につきましては、第三回定例会で議案として提案を予定しているところでございます。指定管理者審査委員会の選定作業は終わってございます。次期の指定管理者につきましては、そこで提案をさせていただきます。

○横田政策経営部長 今、この指定管理者の公募に対しまして、現在のところ、締め出すと言いますか、そういうことはできないのかということでございますけれども、一般論といたしまして、余程の指定管理契約等に違反したとか重大な過失、ミス等があった場合は、そういうことも考えられますけれども、総合的な評価の中で、特段、決定的な事情がない限りは、公募ですので、これはオープンに幅広く募集をかけたということでございます。

○高橋委員長 いいですか、時間が来ますので。

○高橋委員長 最後に、旧文化財資料調査室の活用について、質疑のため、齊藤区民活動推進課長が出席しております。理事者から説明があります。

○坪内財産運用課長 それでは、恐れ入ります。旧文化財資料調査室の活用についてというA4裏表1枚物の資料をお願いいたします。

現況でございますが、裏面の図面をご覧くださいながら説明申し上げたいと存じます。上の方の位置図でございます。所在地が住居表示で西池袋二丁目30番15号、面積が320.40平米。用途地域が第一種住居専用地域になってございます。それで、位置がご覧のとおり勤労福祉会館の道路を挟んだ南側でございまして、2の測量図のところをご覧くださいとさせていただきますと、北側の道路に接してございまして、間口が約10メートル、奥行きが約32メートルということでございまして、約320平米ということでございます。道路のところを入りますと、左手前に植栽がございまして、奥に建物、これは軽量鉄骨の2階建ての建物が建っているという状況のものでございます。

恐れ入ります。表面にお戻りいただきたいと存じます。2の経緯のところでございますけれども、本件地につきましては、平成7年3月に用地取得いたしまして、同年10月から文化財資料の調査室として使用をいたしました。その後、平成16年7月の段階で、本件地、売却によって資産活用を図るという方向性が決まり、その後、平成18年に用途を廃止いたしまして、普通財産となったものでございます。ですが、その後、地域でのお話等を進める中で、19年3月の段階、未来戦略プラン2007では、活用方針を再検討するということになりまして、20年4月の段階、これは勤労福祉会館の改修工事中、区民ひろば等の施設の代替施設として使うということで考えを決めたところでございましたが、昨年度の中で、この代替施設について、本件の建物にはかなり手を入れないと公共用には供せないというお話がございました。役所が事務室として使うとか倉庫で使うということでしたらば、余り手を加えないで結構なのですが、区民の皆さんに使っていただくということになりますと、床や冷暖房の施設にかなり手を入れ、設備についての更新とかがありますので、1,000万円、2,000万円、3,000万円というオーダーの改修経費がかかってしまうということで、地域の方とお話し、それを提案しましたところ、1年間の工事のためにそれだけお金をかけるのはもったいないというお話がございまして、代替施設として活用するということはやめましょうという方向性でお話がございました。その段階で、これにつきましては、従前から資産活用という方針がございましたので、建物を解体して、とりあえず土地を暫定活用しようということで、未来戦略プラン2009には一応載せさせていただいて、具体的にどういう活用方法がいいのかというのを今年度前後ぐらいからもう検討はしておったわけでございます。しかしながら、3の活用方針のところでございますけれども、今回、建物の解体を何年度か遅らせまして、当面、区民活動推進課の統計調査系の事務室、あと勤労福祉会館が改修するときの倉庫として活用しようという方針を固めてまいりました。こ

れにつきましては、現在、統計調査係の事務室が旧日の出小学校に配置してございますが、こちらを含みます南池袋二丁目の再開発事業のスケジュールが現実化してきたということ、それから、各施設の改修時期を2年間ないし1年、3年と先送りいたします中で、どうしても改修時期のダブリの中で倉庫需要がなかなか厳しくなってきたというのが、再度積算いたしますと出てまいりました。このため、倉庫としての利用も考えるということにしたいわけでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、9月の段階で移転前の工事をいたしますが、これは統計調査の事務室が入りますと、庁内LANの敷設でありますとか、それから電話回線の関係、それから最低限あります冷暖房施設の点検と整備がございます。恐らく240、50万円ぐらいどうしてもかかってしまうと思っておりますけれども、公共に供するものには遠く及ばない金額で改修ができますので、それで10月に統計調査係を移転させていただいて、少なくとも23年度、これは来年度国勢調査がございました後、経済センサスというまた大きな調査もございまして、23年度までは、その方向で行き、24年度につきましては、現在の予定では勤労福祉会館の倉庫を1階に持ってきまして、2階につきましては、統計調査の事務室をそのまま継続して使っていく方向ですが、そのときの区の事情等もございまして、24年度以降につきましては、また23年度の段階で正式に決めていくということで考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○高橋委員長 説明が終わりました。質疑を行います。

○堀委員 地元のことなので、質問をさせていただきます。

この土地を資産活用する方向性が出て、非常にそのときには反対をさせていただいたのですが、やはりなぜかという勤労福祉会館の稼働率、先程もお話ししましたけれども、非常に区内の施設の中ではずば抜けて稼働率が高いと。そこに隣接をする土地でもありますので、その稼働率を少しでも和らげるため、また、区民に有効活用してもらうためにも、代替施設としての可能性があるのであれば、それだけの交通アクセスもいい場所ですし、資産活用は見送るべきだという話をそのときにもさせていただきました。また、新たな活用案として、統計調査係の話も出てきたのですが、24年度以降の活用の仕方、今は草ぼうぼうでどうにもならないような状況で放置されているので、これが新たな活用方法が見出せれば、それはそれで評価をするのですが、果たして統計調査係が継続的にここでお仕事をしていただくというのは、いかがなものかと。やはりできれば、23年度以降に話し合われるという話でしたけれども、区民サービスの向上に向けての活用方法についても検討をしていただくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○坪内財産運用課長 ご指摘の点も含めまして、23年度以降、その後の活用方法というのは考えてまいりますが、現状では資産活用というベースに乗ってございまして、ただ、それが24年度以降の需要、それから、もし委員おっしゃるような区民の皆様に使っていただくような施設ということになりますと、恐らく、この施設に手を入れるというよりは、もう施設を解体するという方向に進むと思います。そのときの区民の皆様のご要望、需要、区の財政状況あるいは事務室の状況、新庁舎が実現した場合におけるこの土地の使い方、そういうことも総合的に判断して考えてまいりたいと、そのように考えてございます。

○堀委員 地域の方とお話し合いを持ったということなのですが、そのときにできたらお声を掛けていただきたいなと。やはり隣接する地域に住んでおりますので、そういった話し合いの場が持たれるのであれば、公式で持たれるのであれば、そういう場合の案内はぜひいただきたいと思っております。

○坪内財産運用課長 昨年度、お話し合いをさせていただいたのは、勤労福祉会館の利用者の代表者の方、区民ひろばを使っていられる方というところでお話をしていたわけでございます。今後、当然、活用の方向性だとかというものがあって、地域で

のいわゆる説明会のようなもの、あるいは懇談会のようなもの、そういうようなものがございます場合には、こういうことを考えておりますということでご案内申し上げたいと思います。

○藤本委員 一般質問や昨年度の予算、決算の場でもお話をさせていただいたのですが、ここの旧文化財資料調査室、今は全く、全くと言いますか、見た感じは使っていないような状況なので、私は以前から勤労福祉会館、あそこはバイクで来るなど書いてあるんですよね。バイクをとめてはいけません。それで、あと自転車置き場ももう完全に不足していて、周りにあって、少しいくらかのフラワーポットなんかはどけてもらって駐輪スペースはできたのですけれども、相変わらずやはりオートバイはとめられませんということで、とめられるところがないということで、以前からここの調査室のところに駐輪場とオートバイ置き場を利用者の利便性の向上のためにつくってほしいということで要望をしていましたが、お答えとしては勤労福祉会館の代替施設として使う場合には、そういうことも整備することを考えていきますというお答えだったのですが、今回、どうなのでしょう。そういうことというのはご検討していただいているのでしょうか。

○坪内財産運用課長 駐輪施設等につきましては、勤労福祉会館の所管をしております生活産業課等とも利用状況それから利用者の方のご要望とか、そういうのを聞きしてどうなのでしょうという話し合いは持たせていただきました。そういたしましたところ、確かに隣接されているのですが、道路を挟んでいる場所だということ、それからバイクははっきりいって来てほしくないというのが施設側のご判断等ございまして、改修に当たって、入り口の位置を変えるなどして、勤労福祉会館の今ある自転車置き場とか入り口の部分に駐輪施設部分等を増設していきたいと、そういう対応をする方が利用者にとってもよろしいのではないかと考えて所管でも持っていました。私も実は言いますと、この文化財資料調査室の活用について検討する中で、例えば駐輪施設を一部入れてという設計はできないのかということもやってみましたが、動線上の問題だとか他の活用方法、つまり例えば駐車場にして駐輪場をつくるということになったときに、どのくらい問題があるのか、ないのか、そういうことも考えていく中で、今回、このような方向性が出てまいりましたので、活用方法については、今、中座したような状況になってございます。

今後、24年度以降の活用の方向、姿勢を考えていく中で、再度そのときの駐輪施設の需要、いわゆるベビーカーの需要、それからバイクについての考え方というものを併せまして、再度検討していきたいと、このように考えてございます。

○藤本委員 でも、移転前工事を今月から始めて、10月末にはもう移転するわけですよね。そういう人が配置されれば、ある程度管理もできると思いますし、今後、勤労福祉会館は自前で駐輪場を増やしていきたいと言っているようですが、今現在、増えてないという状況も考えれば、やはり一時的なものであっても、もし不足しているという現状があるのであれば、ぜひそういうことも短い時間ですけれども、ご検討いただきたいなと思いますけれども、それはどうでしょう。

○坪内財産運用課長 実は、これは統計調査が使うということは、調査の関係でかなりの量の郵便物ないし封筒類等の搬送がございまして、どうしても敷地に入ったところの一番表側のところと申しますか、荷解き等を使って、小さなトラック等が入ってくるという状況がどうしても想定されます。統計で調査がある期間等につきましては、駐輪施設をそこにつくるというのは、現実的にはかなり難しいという状況でございますので、この後の活用の仕方の検討をする中で考えていくということしかできないと今、考えてございます。

○藤本委員 実際に統計調査が使う状況を見ていただいて、もしそういうことも可能であれば、絶対やらないということではなくて、臨機応変に柔軟に対応していただきたいと要望して終わります。

○高橋委員長 よろしいでしょうか。

「はい」



○高橋委員長　それでは、次回の日程でございます。次回は、11月10日火曜日、午前10時から開会したいと存じますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」

○高橋委員長　それでは、そのように決定いたします。
この際、何かございますでしょうか。よろしいですか。

「なし」

○高橋委員長　それでは、以上で施設用地特別委員会を閉会いたします。
午後0時3分閉会

委員長

高橋佳代子

署名委員

山口菊子

署名委員

吉村辰明